

[A] 平城京ーテキスト P13 対応ー

持統天皇が 694 年に遷都した大和国の藤原京は大和三山とよばれる耳成山・畝傍山・天香久山に囲まれた最初の本格的な都城制で、持統天皇・文武天皇・元明天皇の 3 代にわたって使用された。しかし、元明天皇は 710 年に奈良盆地北部の春日山・奈良山・生駒山の三山に囲まれた平城京に遷都した。

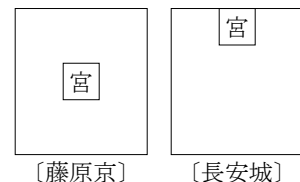
㊦ 平城京遷都『続日本紀』

……方今平城の地は、四禽図に叶い三山鎮を作し、龜筮並びに従ふ。宜しく都邑を建つべし。……
(……まさに今平城(奈良)の地は、四神思想(青龍(東)・白虎(西)・朱雀(南)・玄武(北)の四神)にも合っており、三山(春日山・奈良山・生駒山)が鎮めとなっており、亀トや筮竹による占いでもそのような理想的な地であるとの結果が出ている。(よって、この平城の地に)都を置くべきである。)

ー平城京遷都の理由ー

従来、平城京に遷都した理由は、694 年に遷都した藤原京では手狭になったため、約 3 倍もの大きさの平城京へ遷都されたと考えられてきた。しかし、1996 年に行われた藤原京跡の発掘調査で、藤原京は平城京や平安京よりも大規模な都城であったことが証明されたため、現在は前述の理由は否定されている。明確な理由はわかっていないが、①長安とは全然違ったから、②臭かったから、③藤原不比等が権力を固めるため、といった説がある。

①天武天皇・持統天皇時に派遣されていなかった遣唐使は、大宝律令が制定された翌年(702 年)に再開される。その 702 年に派遣された遣唐使は唐の都である長安城を見て、藤原京との違いにビックリした。中国には天の中心である北極星を不動の存在として中心に見たてて、天子(皇帝・天皇など)は北に背を向けて南を向き、民衆は北を向いて天子と向き合う天子南面・臣下北面という思想があり、中国の長安城の「宮(皇居)」は北側に位置している。一方で、藤原京の「宮(皇居)」は都の真ん中に位置していて、他の山から見下ろされることになり、軍事的にも権威的にも問題があった。そのため、帰国した遣唐使の報告に基づいて、中国の長安にならった本格的な都城制を作ろうとしたという説。



②藤原京は、北に耳成山、東に天香久山、西に畝傍山といった大和三山に囲まれていて周りは標高が高かった。それに対して、藤原京の中心にある「宮」は標高が低い地形であったため、汚物を含む排水が「宮」に流れ込んでしまい、疫病が流行するなど衛生上に問題があったという説。『続日本紀』には「京城の内外に多く穢臭あり」と記述もあるので結構臭かったのだろう。

③藤原京は、旧有力豪族の拠点であった飛鳥地方に程近い距離にあった。そこで、当時最大の権力者であった藤原不比等が、旧有力豪族を引き離して自分の権力を確立するために遷都したという説。

この平城京は、唐の都である長安をモデルとして、藤原京と同じように天皇が住む皇居や役所があるスペースの「宮」と、役人や民衆の住むスペースの「京」を兼ね備えた都城制を採用していた。ところが、受験生にとってはこの都城制の「城」という言葉がピンと来ないらしい。

そりゃそうだろう、日本の都城制と中国の都城制とは違うんだもの。そもそも、中国では異民族が攻め込んでくることが多かったため、それに備えて長安など都のまわりを城壁で囲んでいる(秦の始皇帝による万里の長城も北方の異民族の侵攻に備えて築かれたもの)。ちなみに高さは 12m ぐらいなんだけど、どうせなら 50m 級の壁を作っちゃえばよかったのにね(それは進撃の○人じゃねえか!)。

一方、日本の場合は異民族などが都に攻め込んでくる可能性は低く、なおかつ平城京のまわりには春日山・奈良山・生駒山の三山という天然の要塞もあったため城壁をめぐる必要はなかった。つまり、中国の都城制を参考にしつつも壁をつくっていないから「城」という言葉にピンとこないわけだ。



〔平城宮復元模型〕

平城京の北部中央には宮城(大内裏)と呼ばれる一郭があって、その内部に天皇の宮殿である内裏や、政務を行う朝堂院、儀式を行う大極殿、二官八省などの官庁が置かれている。よく大内裏と内裏でどっちがでかい方だったけ？と混乱している生徒がいるけど、「大」が付くのが大内裏の方がでかいに決まっているでしょ。なお、この大内裏も長安を参考にしているんだけど、東側に張り出した外京や、右京の北に一部突き出している右京北辺などは中国の長安には見られない日本独自のものと考えられている。

そして、その大内裏から南北に走る中央の通りを朱雀大路といって、大内裏の中央正面にある門を朱雀門、真南にある門を羅城門という。その朱雀大路によって、役人や民衆の住むスペースの「京」は、天皇のいる内裏から見て左側(東側)に位置する左京と、右側(西側)に位置する右京に分けられていた。

さらに、左京と右京には、それぞれ一条・二条・三条・四条……九条など東西に配列された「条」と呼ばれる大通り、一坊・二坊・三坊……七坊など南北に配列された「坊」と呼ばれる大通りで区画されていた。このような基盤目状に東西・南北に区画する制度のことを条坊制と言う。

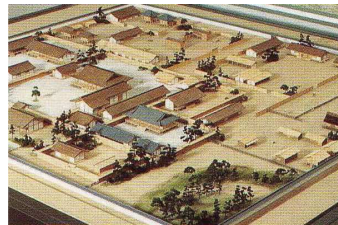
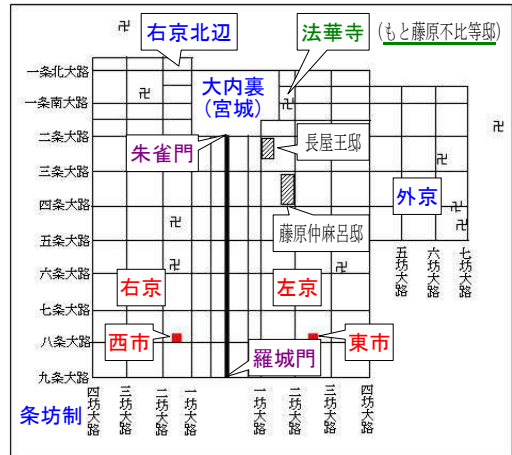
こうした左京・右京内に貴族・官人や庶民などの住宅が建てられて、約10万人がそこで生活をしていた。例えば、藤原不比等の邸宅(不比等の没後に娘の光明子が相続し、大和国の国分尼寺として法華寺となった)は左京一条二坊に、長屋王の邸宅は左京三条二坊に、藤原仲麻呂の邸宅は左京四条二坊に位置していた(1986年から行われた発掘調査で、長屋王の邸宅跡から大量の木簡が発見され、当時の皇族・貴族や下級官人にいたる各階層の生活の様子が明らかになりつつあり注目されている)。

貴族や官人は朝から正午まで仕事をしていて、正午から日没まで米・魚・野菜などが売られている市場が開かれる。左京の8条3坊に東市、右京の8条2坊に西市という市場が設けられ、京職の支配下にある市司がそれぞれの市を管理していた。なお、市司が管理するのは東市・西市に限られるので、左京・右京全体は京職という役職が統轄している。なお、京職という役職は京都に置かれたと勘違いしている人が多いけど、あくまでも左京・右京の「京」の一般民政を統轄しているだけなので誤解しないようにね。

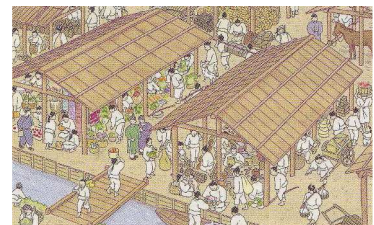
＜東市・西市の覚え方＞

東市は 3 で繋げる＝東市(ひがし＝3文字)は左京(ひだり＝3文字)の8条3坊(平安京では7条2坊)
西市は 2 で繋げる＝西市(みぎ＝2文字)は右京(にぎ＝2文字)の8条2坊(平安京では7条2坊)

なお、この平城京内には東大寺・興福寺(藤原鎌足が建立した山科寺を起源とする藤原氏の氏寺)・大安寺・元興寺・西大寺・薬師寺・法隆寺などの南都七大寺と呼ばれる大寺院が権力を持っていたんだけど、詳細については文化史講座で説明するのでまだ覚えなくてよい。



〔長屋王邸(左京3条2坊)・木簡(長屋王邸出土)〕



〔東市・西市の賑わい〕

[B] 奈良時代の蝦夷征討ーテキストP12 対応ー

奈良時代の蝦夷征討は前時代の延長線にあるので、まずは飛鳥時代の蝦夷征討を復習しておこう。

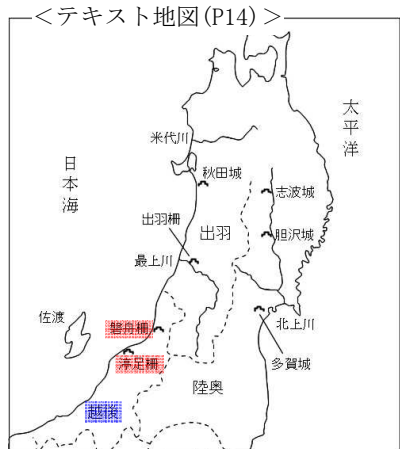
＜飛鳥時代の蝦夷征討(テキストP8・P9 対応)＞

4世紀～6世紀にかけてヤマト政権の支配が拡大していく過程で、各地の豪族たちはヤマト政権に服属していった。ところが、ヤマト政権が律令国家へと発展していても、東北地方には律令国家に服属しない蝦夷(正確な読み方は「えぞ」ではなく「えみし」である)と呼ばれる人々がいた。

飛鳥時代には、こうした蝦夷との戦いに備えて、孝徳天皇時の647年に淳足柵と648年に磐舟柵が越後国(現在の新潟県)に設置された。なお、この2つはバリエードのようなものではなく、城柵と呼ばれる砦にあたるものなので、ある程度の兵力を動員することができる。

そして、斉明天皇時の658年から660年にかけて、この2つを拠点にして越後守であった阿倍比羅夫による北方遠征が行われている(阿倍比羅夫は663年の白村江の戦いでも軍勢

を統率したことで知られている)。そして、秋田・能代に住む日本海側の蝦夷を服属させ、さらに北方の海道南部の渡島半島にまで渡って、660年に肅慎という北海道南部の部族も平定したそうだ。ただし、淳足柵と磐舟柵が設置されたのは孝徳天皇時で、658年からの阿倍比羅夫による蝦夷征討が行われたのは斉明天皇時と、それぞれ時期がズレているので気をつけるようにね。

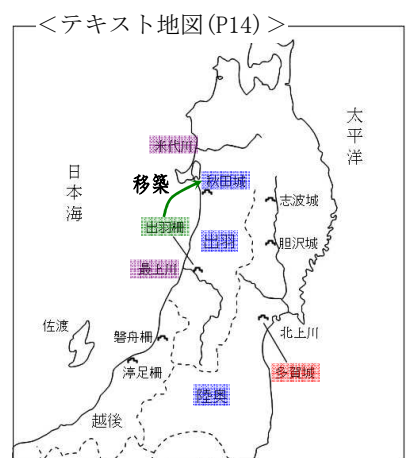


8世紀においても朝廷の支配地域を拡大するための政策が続けられ、708年には淳足柵・磐舟柵よりも北方の山形県庄内地方の最上川下流に出羽柵という城柵が設けられている(さらに733年には、出羽柵を北方に移築して現在の秋田県に秋田城が築かれ、朝廷の支配地域はのちに米代川流域まで拡大された)。そして、これを核にして712年に越後国を割いて設置されたのが出羽国(現在の秋田県・山形県)だ。東北地方の真ん中にそびえる奥羽山脈の東側が陸奥国で、西側が出羽国にあたるでしょ。

ここまでは、朝鮮半島に近い日本海側を中心に蝦夷征討は展開さ、その大半が朝廷の支配下に置かれることになった。そして、並行する形で太平洋側へとその支配は拡大されていく。

その太平洋側の拠点として、724年に大野東人(740年に起きた藤原広嗣の乱を鎮圧した人物)によって築城されたのが陸奥国(現在の宮城県)の多賀城だ。これは東北地方の開墾を計画していたものの机上の空論に終わってしまった百万町歩開墾計画(722)の実現をめざして、東北地方に築城されたと考えられる。

なお、この多賀城は古代東北の政治・軍事の拠点として政庁や実務を行う役所群・倉庫群が配置され、行政的な役所としての性格を持っていた。具体的には、陸奥国司が行政を担当する国衙(国府)にあたる陸奥国府と、蝦夷征討のための軍事を担当する役所にあたる鎮守府が置かれていたので、後者はしっかり押さえておこう。



〔多賀城の政庁(復元模型)〕

<漆紙文書>

漆工房において漆を塗る作業では、容器などに入っている漆の液体自体に気をつけなければいけない。漆は空気中の水分を吸って固まろうとする性質があるため、蓋などをしておかないと漆が固まってしまう。そこで、古代では漆の乾燥・硬化を抑えて良好な状態に保つため、漆液の表面に和紙を付着させて蓋をしていた(これを紙蓋という)。つまり、容器に入っている漆の液体が空気と接触しないように、上から紙を貼り付けていたのである。

ただし、古代において紙は高価であったため、紙蓋には役所などで不要となった公式文書の裏紙が再利用された(都に納税する際の荷札として木簡が利用されたのも紙が貴重品であったから)。そして、その紙に漆がしみ込んで地中で現在まで残っていた文書を漆紙文書という。漆紙文書には行政文書が多く含まれており、史料価値がきわめて高く、1978年に多賀城跡で初めて発見されて以降、各地の遺跡から出土している。

一方で、南九州に住む人々のことを律令国家は隼人と呼んでいた(鹿児島県出身の男性を薩摩隼人と呼んだりするでしょ?)。その九州地方に対しても支配領域の拡大は行われて、713年に日向国を割いて設置されたのが大隅国で、これは日本の「隅っこ」の国という意味。その後、種子島・屋久島をはじめとした薩南諸島の島々も朝廷に服属していったんだけど、こうした朝廷の支配領域拡大に対して、720年に隼人による反乱が起きてしまった。ただ、この反乱は大伴旅人(『万葉集』にも歌が載っている歌人)によって鎮圧されている。



このように、奈良時代には東北地方だけでなく南九州にまで律令国家は版図(国の領域のこと)していったわけだけど、これは次の章でも扱う「人口の増加に伴って口分田が不足」していたことが背景の一つに挙げられる。じゃあ、土地が足りないならば領土を拡大すればいい。それが、ここで学習した東北地方・南九州への勢力拡大につながるわけだ。そしてもう一つ、次の章で扱うことになるけど土地を開墾するというやり方もあるよね。どちらも土地が増えれば、口分田不足も解消できるし、さらには政府の税収増加にもつながる政策だったわけだ。

[D] 奈良時代の土地政策ーテキストP12 対応ー

8世紀に律令制度が確立すると、班田収授法に基づいて、6年ごとに6歳以上の男女に口分田が班給されるようになったが、農民たちはすることがないのかポンスカポンスカ子供を産んでいき、人口の増加に伴って口分田が不足するようになってしまった。そこで、元正天皇時の722年に、それを補う目的で当時の政権を担当していた長屋王を中心に百万町歩開墾計画が立てられた。

これは、土地の開墾を奨励して国家の所有する土地の総面積を100万町歩(1町歩=1ヘクタール)まで増やそうという計画なんだけど、まず国家にはその開発資金がなかった…。さらに、東北地方を開発対象にしたとされているんだけど、そもそも東北地方ではもちろん蝦夷がしっかりと勢力を保っている…。大方の予想通り、これは机上の計画に過ぎず、成果はあげられなかった。

じゃあ、第2弾で勝負だ。百万町歩開墾計画は国家による開墾計画だったけど、それなら民間の力を利用すればいい。そこで、民間の開墾による耕地の拡大をはかるため、同じく元正天皇時の723年に長屋王が出したのが有名な三世一身法(史料文でも問われるが養老七年の格ともいう)だ。

この法令は、新たに灌漑施設を設けて未開地を開墾した場合は3世代の三世にわたり(本人・子・孫の三世と、子・孫・曾孫の三世という2つの説があるが、後者の説が有力)、旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は本人一代限りの一身の間田地の保有を認めるというもの。灌漑施設というのは[授業解説(弥生時代)]でも説明したと思うけど、簡単に言えば用水路のこと。つまり、「ちゃんと自分で用水路を作って開墾したら3世代(三世)まで私有物にしていいいですよ～。でも、昔からある国家の用水路とかを利用し場合は本人一代限り(一身)しか認めませんからね～」ということ。

農民にとっては一定期間でも私有地を所有することができる(開墾された田地を墾田という)。一方、国家としては公地公民制の原則をやや捻じ曲げることになってしまうけど、3世代 or 本人が死ぬまで待てば国家の土地として収公(回収)することができるwin-winな政策だと思ったわけだ。

なお、三世一身法を「三世」・「一身」にそれぞれ分けて説明した理由は以下の必須史料に対応するためだ。しっかり理解していれば、「三世」と「一身」が空欄問題になっていても対応できるだろう。

＜三世一身法の覚え方＞

「なに！？三世まで認めると！？」
→ な(7)に(2)三(3)

A 三世一身法『続日本紀』

(養老七年四月)辛亥、太政官奏すらく「頃者、百姓漸く多くして、田地窄狭なり。望み請ふらくは、天下に勸め課せて、田疇を開闢かしめん。其の新たに溝地を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず、給ひて三世に伝へしめん。若し旧き溝地を逐はば、其の一身に給せん」と。奏可す。

((養老七年(723年)4月)17日、太政官は次のように天皇に奏上した。「最近、人口が次第に増加したのに対し、田や池は狭く不足しています。よって、天下の人民に田地の開墾を勧め行わせたいと思います。その場合、新たに灌漑施設を造って開墾した者があれば、開墾地の多少にかかわらず三世(本人・子・孫の三世代。子・孫・曾孫とする説もある)までの所有を許し、もし旧い灌漑施設を利用して開墾した時には一身(本人一代限り)に所有を許すことにしたいと思います。」天皇はこの奏上を許可した。

でも、三世一身法には本人一代限りの「一身」の方に致命的な欠点があった。20年ほど経過すると当然最初の「一身(一代限り)」の収公(回収)期限が近づいてくる。そのため、農民たちは収公(回収)前後になると、以前に開墾した土地は放置して(どうせいつか回収される土地だしね)、息子などを代表者として別の土地を開墾するようになってしまったんだ。

そのため、国家の役人が「アイツ死んだらしいな。はい、回収～！」とその土地に赴いてみたら、放置されたせいで荒れ果てた荒田になってしまっていたりしたんだ(ほら、田舎に行くと荒れ果てた田んぼとか畑があるでしょ？)。

結局農民たちも「最終的には開墾した土地も没収されてしまうんじゃろ？なら、期限間近で放置プレイして別の土地に手を出せばいいズラ！」って気づいちゃったみたいだね。これじゃあ、三世一身法は何の解決策にもならん…。そこで、政府もついに期限付きなどの条件は諦めて「もう、わかったよ！開墾した土地(墾田)は永久的(永年)に自分の土地である私財にしていよいよ！その代わり税金は納めろよな！」と今までの方針を転換して、聖武天皇時に政権を握っていた橘諸兄が743年に発布したのがともいわれる墾田永年私財法だ(のちに史料文で出てくるので「天平十五年の格」ともいわれることは知っておいてほしい)。これによって、ついに政府も(租を納めれば)開墾した土地の永久的な私有を認めることになったので、論述的には「私有地を認める＝公地公民制の原則が崩れることになった」と言えることができる。

＜墾田永年私財法の覚え方＞

「墾田永年私財法(743)は三世一身法(723)の20年後」

A 墾田永年私財法『続日本紀』

(天平十五年五月)乙丑、詔して曰く、「聞くならく、墾田は養老七年の格に依りて、限満つる後、例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦して、開ける地復た荒る、と。今より以後は任に私財と為し、三世一身を論ずること無く、咸悉くに永年取る莫れ。……初位以下庶民に至るまでは十町、但し、郡司には大領・少領に三十町、主政・主帳に十町。……」と。

((天平十五年(743年)5月)27日、(聖武天皇)は次のような詔を下した。「聞くところによると、墾田は養老七年の格(三世一身の法)によって、期限が過ぎれば一般の公地と同様に収公してきたが、このため農民が意欲を失い、せっかく開墾した土地が再び荒廃してしまうという。今後は、開墾者の意のままに私財(私有地)として認め、三世までとか一身の間とかいわないで悉く永久に収公してはならない。……初位以下と庶民は10町とする。但し、郡司については、大領・少領は30町、主政・主帳は10町を限度とする。

上記の史料文中の「今より以後は任に私財と為し、三世一身を論ずること無く、咸悉くに永年取る莫れ。」という必須キーワードは、これまでの「三世一身(法)」をやめて「墾田(開墾した田)」は「永年」に「私財」とする「墾田・永年・私財・法」をそのまま表しているだけなので、そこまでビビる必要はない。

ただ、最後の方に出てくる「郡司」についてはNo.1・No.2の大領・少領は30町まで、No.3・No.4の主政・主帳は10町を限度とする」といったように、身分・位階による開墾の面積制限が設けられている。つまり、誰でも好き勝手にたくさん開墾できるのではなく、していいわけじゃないだ。また、税をとらなければ政府もやっていけないので、開墾した土地(墾田)は租を納めなければいけない輸租田とし(一方で租税を納める必要がない「不輸の権」を認められた田は不輸租田といったよね)、開墾には国司の許可を必要とし、その国司への申請後3年以内に開墾に着手するなどの事項が定められていたので、正誤問題などに気をつけてほしい。

＜身分・位階による面積制限＞

親王・一位＝500町まで
二位＝400町まで
三位＝300町まで
四位＝200町まで
五位＝100町まで
六位以下～八位以上＝50町まで
初位以下から庶民＝10町まで
郡司の大領・少領＝30町まで
郡司の主政・主帳＝10町まで

＜初期荘園の成立＞

この墾田永年私財法の発布をきっかけにして、貴族・大寺院や地方豪族は各地で大規模な開発に乗り出し、国司・郡司の協力のもと私有地の拡大を進めていった。こうした貴族や大寺院が大規模な原野の開墾を行って所有した私有地を初期荘園(墾田地系荘園)という。「荘園」というのは、簡単に言えば貴族・寺社の私有地のことなんだけど、のちに出てくる「寄進地系荘園」と混同してチンプンカンプンになっている受験生が多いので、具体例をもって説明していこう。

初期荘園(墾田地系荘園)の具体例としては、**東大寺**が北陸地方で墾田の開発を行って所有していた**越前国の道守荘**が有名なんだけど、ここで少し考えてみよう。まず、そもそも奈良の大仏で有名な東大寺は当然大和国(現在の奈良県)にある。その東大寺が北陸地方の越前国(現在の福井県)に私有地を持っていたわけだけど、奈良県にある東大寺がどうやって福井県で開発をしたのだろう。「坊主を連れて行ったんじゃない？」とかいったアホな答えは予想済みだ。

まずは、墾田永年私財法にも規定されているように、越前国の国司に開発の申請をする(その国司から許可が下りたら3年以内に着手する)。そして、越前国の国司・郡司に協力してもらって、道守荘の付近に住んでいる農民や浮浪人を動員してもらうんだ(だからこそ国司への申請が必要になる)。

農民たちは雑徭として国司に駆り出されて道守荘の開墾にあたるわけだけど、開墾が終了すれば「お疲れだったー」って感じでもとの口分田としてもらっていた土地に帰っていく。ゆえに、この道守荘に住んでいる**荘民**(荘園に住んでいる農民のこと)はいないんだ。じゃあ、このあと道守荘はどうやって経営していくのか。そこで、

東大寺「おい、さっき開発に協力してくれた農民さんよ」

農民「へいへい、何でやんすか？」

東大寺「お前さん、口分田だけで生活できている？」

農民「無理に決まっているでやんす!!!ほら、[授業解説(律令制度)]にも書いてあったじゃないですか。『口分田じゃ生活できないから、口分田を班給して余った**乗田**を一年間の期限付きでレンタルして、その収穫量の**2割(5分の1)**を土地代の**地子**として納める**賃租**という賃貸方法がとられた』って書いてあったでやんしょ!？」

東大寺「やけに丁寧な説明口調だな…」

農民「しっかり復習していれば当たり前の知識でやんす。」

東大寺「読みながらグサツときている生徒もいそうだな。まあいいや…、それ採用。」

農民「何のことでやんすか？」

東大寺「ん？お前ら農民は口分田じゃ生活できないから、『この初期荘園として開墾した道守荘の土地』を一年間の期限付きでレンタルして、その収穫量の**2割(5分の1)**を土地代の**地子**として納める**賃租**という賃貸方法をとるわけよ。」

農民「見事なまでに『』のところがコピペでやんすね…」

…というわけだ。つまり、初期荘園(墾田地系荘園)も乗田と同じように賃租の経営方法が中心であったので、**荘民**(荘園に住んでいる農民)などの専属の耕作者がいなかったわけだ。さらに、開墾した土地(墾田)は租が課せられる**輸租田**であったので税も免除されない。

では、もし租税負担の重さに耐えかねた農民などが**浮浪・逃亡・偽籍**をしてしまったらどうなる？耕作する者もいなくなって、その土地は荒れ果ててしまう。そのため、経営は安定せず、10世紀までに初期荘園(墾田地系荘園)は衰退していったんだ。

なお、今回のケースのように、貴族や大寺院が自ら班田農民を動員して開発したものを**自墾地系荘園**といい、他の農民が既に開墾した土地を買収したものを**既墾地系荘園**といい、初期荘園(墾田地系荘園)には2種類の形態があるんだけど、余裕があったら押さえておく程度で構わない。

ただ、最後に気をつけておいてほしいことがある。今回学習した8世紀に成立し10世紀までに衰退した初期荘園はそれほど難しくなかったと思う。でも、11世紀以降になると、**寄進地系荘園**と呼ばれる別のタイプの荘園が登場する。この寄進地系荘園こそが受験生を苦しめる面倒くさいものなんだけど、その11世紀以降の寄進地系荘園と比較する意味で、8～10世紀までの初期荘園は**墾田地系荘園**とも呼ばれるんだ(用語集には初期荘園(墾田地系荘園)と寄進地系荘園の語句説明が同ページにあるので、そこはさっさと改訂してもらいたい)。

上記のように墾田永年私財法を契機に各地に初期荘園が成立していったんだけど、そのせいで農民たちは毎回開墾に駆り出されて疲れきってしまったそう。そこで、これ以上新しく開墾することを禁止する加墾禁止令という法令が765年に出されるんだけど、これを出したのは当時権勢を握っていた道鏡だ。

「え!?あのクソ坊主の道鏡がそんな優しい政策を出していたのか!?!」って思うけど、そこはクソ坊主の道鏡だ。人の道は外してもクソの道は外さない。「新しく加墾することを禁止する。ただし寺(寺院)は除くがな!!」…自分だけは開墾できるわけですね、さすが道鏡さんです(笑)。

㊦ 加墾禁止令『続日本紀』

(天平神護元年三月)丙申、勅すらく、「今聞く、墾田は天平十五年の格に縁るに、今より以後は、任に私財とし、三世一身を論ずること無く、咸悉く永年取る莫れ、と。是に由りて、天下の諸人競ひて墾田を為し、勢力の家は百姓を駈役し、貧窮の百姓は自存するに暇無し。今より以後は、一切禁断して加墾せしむること勿れ。但し寺は、先來の定地開墾の次は禁ずる限に在らず。又、当土の百姓、一、二町は亦た宜しくこれを許すべし。…」と。

(天平神護元年(765年)3月)5日、(称徳天皇が)お命じになることには、「聞くところによると、墾田は天平十五年の格(墾田永年私財法)に従い『今後は、開墾者の意のままに私財(私有地)として認め、三世までとか一身の間とかいわないで悉く永久に収公してはならない。』とした。このため、人々は競って開墾を行い、勢力のある家は百姓を酷使し、貧しい百姓は生計を立てる余裕がない。よって今後は、加墾(これ以上の開墾)を一切禁止する。ただし、寺院は、以前より寺院の所有地として定められた土地を開墾することを禁じない。また、その土地の百姓は、1・2町を開墾することを認める。……」

上記の史料の1～2行目では墾田永年私財法(史料文中では天平十五年の格)の必須キーワードが引用されているけど、この一文だけで墾田永年私財法と判断するのはやめてくれ。後文に「今より以後は、一切禁断して加墾せしむること勿れ。但し寺は、先來の定地開墾の次は禁ずる限に在らず。」と加墾禁止令を示す内容があるので、そこで判断してもらいたい。

そして、この奈良時代の史料を全部見ていくと気付いたと思うけど、奈良時代の史料文の出典は必ず『続日本紀』なんだ。文化史で扱うが、六国史と呼ばれる国家によって編纂された歴史書の最初が神代(神話の内容)～持統天皇までを扱った『日本書紀』。そして、それに続く第2弾が『日本書紀』の続編という意味で名付けられた『続日本紀』は文武天皇～光仁天皇までを扱っているのだけど、それって結局は奈良時代に当たるよね。この法則は必須史料だけでなく初見史料(未見史料)でも同じなので、史料問題で初見史料(未見史料)に出くわして、その内容が奈良時代の出来事だったら史料の出典は『続日本紀』と解答してくれ。

＜奈良時代の史料の出典＞

「奈良時代の史料文が出題されたら、必須史料でも初見史料でも出典は必ず『続日本紀』になる」

さて、話を加墾禁止令に戻すけど、こんな道鏡の独りよがりな政策は道鏡が失脚すればもちろん廃止される。その道鏡が失脚した後、藤原百川が政権を握っていた772年に加墾禁止令は停止されて、再び墾田の永代私有が認められるんだけど、これは墾田永年私財法の内容そのままに戻ったわけではない。墾田永年私財法にあった身分・位階による開墾できる面積制限が撤廃されたので、地方豪族・一般農民もいくらでも開墾できるようになるんだ。これによって、こののち農民たちの中でも、自ら土地を開墾してリッチになっていった有力農民(富豪百姓)と呼ばれる者と、税負担に苦しんで困窮する貧窮農民の二手に分かれていくんだけど、それは次の機会に説明しよう(いつになるかわからんが)。